

第 8 回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

平成 16 年 7 月 2 (金)
佐久市研修センター大会議室
開始時刻 午後 1 4 : 0 0
終了時刻 午後 1 5 : 3 5

第 8 回 合併協議会次第

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 議 題

(1) 協議事項

新市建設計画について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

4 . そ の 他

5 . 閉 会

1. 開 会

これより、第8回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

7月に入りまして、これから、地域で特色のある夏祭りが開催されます。

お互いのお祭りに、是非お出かけいただきたいと思います。

さて、新聞報道によりますと、財務省は、国の債務残高が今年の3月末時点で、703兆1,478億円と初めて700兆円を突破し、過去最大に膨らんだと発表いたしました。

国民一人当たりでは、実に約550万円もの借金を抱えていることとなります。

これは、税収が伸び悩む中で社会保障費などの歳出が伸び続け、国債発行に依存した財政運営が続いていることが背景にあります。

一方、長野県6月議会の一般質問の中で、本年度の県当初予算編成で、国の「三位一体改革」の影響による歳入不足に伴い、補助を見送った市町村事業が16件あったと明らかになりました。

事業の内訳は、児童センター新築、老人福祉センター改修、デイサービスセンター関連などで、いずれも、県が補助すれば併せて国庫補助も付くもので、その影響は小さくないはずですが、見送った補助額は算出していないとのことであります。

各市町村では、事業を見送ったり、単独予算で実施をしているとのことであります。

現実の問題として、「困ったら国や県が何とかしてくれる」という時代ではなくなってきたと思っております。

さて、本日の協議会でございますが、前回ご提案いたしました「新市建設計画」のご協議をいただくほか、次回、協議会でご協議いただきます「事務事業のすり合わせ調整案」につきまして、ご提案申し上げます。

4市町村の合併協議も、いよいよ大詰めを迎えてまいりました。

4市町村の合併により、これから訪れる厳しい時代にも対応できる新しい自治体を築いていくためのスタートがきれよう、将来を見据えた合併協議をおこなってまいりたいと考えております。

本日は、よろしく申し上げます。

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し

入れがあり、許可をしてございます。ご了承ください。

それでは議事に入ります。

3. 議 題

(1) 協議事項

新市建設計画について

お手元の次第3の(1)新市建設計画についてであります。前回の協議会で事務局より説明がありました新市建設計画案につきまして、各章ごとにご協議をお願いします。初めに、1の序論から、3の主要指標の見通し、1ページから9ページになりますけれども、何かございますでしょうか。

浅科村 小松委員

浅科村の小松でございます。事務局のお考えをお聞きしたいと思います。1ページの序論の下から3行目「このような状況の中、市町村合併による新市の建設を都市基盤強化の最後のチャンスとしてとらえ」という表現がございますが、今回の4市町村の合併について、三浦会長の方からも、合併はゴールではなくスタートだという話しが、しばしば出されおります。私もそのように思います。これから、先程の三浦会長さんのお話のように、地方分権等通して、地方の行政改革がますます進んでいくという状況の中で、今回の合併というのは、最後のチャンスという表現は、いかがなものかと私自身考えております。最後のチャンスでなくて、組織基盤を強化するための、必要不可欠な手段であるというように捉えておりますが、最後のチャンスと表現された理由をお伺いしたいと思います。

柳澤局長

最後のチャンスの捕らえ方ですけれども、合併は、50年に1度。そのなかで、かなりの経済成長の中で、これから50年経ちますと、少子高齢化やいろんな問題がありまして、都市基盤のほうに、重点的に寄与した合併は難しいのではないかとございまして、新市は、高速交通網を活用しまして交流・物流の結節都市としまして道路整備をしていくとしております。その中で、文化・情報・観光・福祉のこれからのネットワークを作りながら複合的な新市のまちづくりを目指すという意味で、こういう表現を使ったわけでございます。よろしくをお願いします。

浅科村 小松委員

おっしゃることは理解できますが、都市基盤の整備、これからの地方はこのままで落ち着くとは考えられません。今後、5年経ち10年経つ中で、この4市町村の合併で作り上げた都市基盤、どんどん変化していくのではないかと思います。地方行政がもっと大きなくくりで推移する。道州制なるものが将来にあるということをおっしゃっている方もあります。

したがいまして、今ここで議論しております、都市基盤、確かに現時点では、大変重要な項目ではございますけれど、これが最後ではなく、これがスタートになって、より良い効率的な都市基盤を作らなければならないような時期が、そう遠からず来るのではないかという気がいたしますが、私どもの浅科村は大変小さな村でありますので、これが最後のチャンスという表現は、弱小町村が闇雲にしがみついて生き残るために合併をするんだというようなそういったニュアンスに取られることが非常に懸念される場所ですので、その辺ご心配ないのかどうかいかがでしょうか。

三浦会長

浅科村では、いろんな問題が余り耳に入ってこない。他の市町村では、いろんな問題ができてきて、例えば政治家がきて、佐久と合併しなくても立科とまずやって、それから佐久市とやればいいといった、反対派の動きがあるわけです。そうなりますと、4市町村でやって、それから入るという事は、これだけすり合わせやっていますから、吸収合併ということになります。八千穂・佐久町のすり合わせを見ている、老人介護慰労金などは、市の8倍ですから、難しく調整できなくなると思います。

浅科村 小松委員

現在4市町村で合併協議を進めておりますが、私の個人的な考えですが、この狭い佐久平が全部一つになって、小諸を含めて一つの行政区域になるのがいいのではないかと考えられます。私が申しあげたいのは、そういう先のある目ということで、もう少し、この表現はどうかということでも申し上げましたので、事務局の方で、それなりきの説明があればよろしいかと思えます。

三浦会長

皆さん、この表現でよろしいでしょうか。

<意見なし>

ご理解を頂きたいと思えます。

他にございませんか。1ページから9ページまでよろしいでしょうか

次に4の新市建設計画の基本方針10ページから19ページまででございます。前回の協議会におきまして、18ページの地域別整備の方針につきまして、望月町の比田井委員さんよりご意見がございました。そのご意見に対しまして、事務局から説明をお願いします。

柳澤局長

前合併協議会の6月24日の協議会におきまして、比田井委員さんからゾーン図の中の西部ゾーンについて農業・健康の他に観光も入れていただきたい。とのご要望がありましたことにつきまして、ご報告をさせていただきます。第3回にも協議会におきまして、浅

科村の小松委員さんよりご質問を頂いております。新市建設計画では観光・文化・福祉など様々な分野でのネットワークを図る必要があるということで、観光・史跡・交流ネットワークのイメージ図を作成いたしました。委員さん、並びに協議会だよりにお示しをしたところでございます。新市建設計画の中でも、25 ページの中段に観光については、様々な観光資源と特色ある歴史・文化遺産をネットワーク化し、魅力ある観光地づくりの形成を推進します。としまして、主要施策で、魅力ある観光地づくりの推進。主要事業で、特色ある観光ルートの開発推進及び、史跡・観光施設整備をあげているところでございます。観光分野につきましては、地域的な表現にとらわれずに、新市全体に対応していかなければならない問題でもございますので、西部ゾーンの観光施設につきましても、新市の全体の中で捉えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。また、立科、白樺湖、北八ヶ岳の方の連携による広域観光のご意見もございましたけれど、新市建設計画では、4 市町村の一体化を目指す計画ですので、広域化的なものは入れてありませんが、ご理解をお願いします。

望月町 比田井委員
ありがとうございました。

三浦会長
佐久も、下仁田町から神津牧場という観光地の話もあるわけですが、今のところ市内までということでご了承いただきます。
他に何かございますか。もしなければ、5 の新市の施策 20 ページから 30 ページでございます。何かございますか。

望月町 安井議長
21 ページ。未来を担うまちづくりということで、小学校・中学校・大学・子ども未来館というような、具体的な施策がでていっているわけでございます。高校の関係で、望月高校の育成協議会がこのままで認められてあるということですが、先ほど、三浦会長さんがおっしゃられたとおり、望月町の中では、様々な憶測や、間違っただ情報が乱れ飛んでいるという中で、望月高校が、合併するとなくなってしまうのではないかとという声が、いまだに残っているという状況の中で、ここには、高校教育ということは謳われていないわけですが、これからの教育を考えたときに、高等学校は、県の管轄だということは十分承知の上で申し上げるわけですが、6・3・3 年制が見直され、中高一貫教育という方向もある程度でている、こういった状況の中で、地域高校・佐久市内の高校に関しましても、様々な地域の中での果たす役割というものが、今までの伝統の中で、培われていると思っております。望月高校に対しましても、当然そういうことでできているわけですが、新市になった場合、臼田高校、望月高校含めました、全体の市の中での高校の今後のあり方という面で、構想の中に支援という形で謳われてもいいのではないかと考えております。その辺を、どのようにお考えなのか、

お聞かせください。

柳澤局長

ただいまの、地域高校の支援のについての問題でございますが、望月町・浅科村におきまして、地域高校を支援する事業を現在行なっているところでございます。事務事業のすり合わせにおきましては、引き続き、地域高校の育成・支援は、継続して実施をしていくと確認され、既に協議会の中でも調整済みということでございます。4市町村の中では、現在、望月高校を含めまして、県立の高校が6校ありますが、これらの高校につきましては、基本的には長野県の所管でございますので、新市建設計画の中の、主要施策におきましては、具体的なハード面の事業も入れるということで、小学校・中学校の整備をいれてございます。なお、大学の設置につきましてもある訳でございますが、現在4市町村には、4年生の大学がありませんので、これからの新市を担う人材づくりの主要施策といたしまして、不可欠なものとして位置づけてございます。ご理解いただきたいと思っております。お願いします。

望月町 安井議長

今のご説明の内容は、十分理解するところでございます。しかしながら、教育は、国家百年の大計というなかにあります。これから、新市の中で相対的な発展を見たときに、他の施策の中でも、農業・林業・工業などある訳でございます。そういった中で特徴のある学校作りということも、視野に入れて進んでいかなければと考えておりますので、施策の中にどのように入れるかということではありませんけれど、ある程度含めた中で、入れておくということも必要ではないかと考えておりますので、意見として申し上げたいと思っております。

三浦会長

ありがとうございました。他にございましょうか。

浅科村 小松委員

27ページの、「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿の町の形成」という項目でございますが、少子高齢化が進む中でみんなが生涯現役でという表現は、いわゆる高齢者に対する表現という風に受け止められるわけですが、この、「生涯現役で住みよいまちづくり」という、下の説明の中にいろいろ入ってございますけれど、(2)の健康づくりの表を見ますと、主要施策あるいは主要事業の中身を見ますと、病院施設の充実、福祉の充実施策に伴う主要事業が列挙されております。高齢者になりますと、病院に通いがちあるいは、独り暮らしになるという可能性から、医療に対する対応、福祉に対する対応、大変重要なことで、このとおりと思うのですが、私が懸念するのは、65歳以上の人口がどんどん増えていく中で、病魔に冒された、あるいは障害を受けたという人も増えてまいりますけれども、その他に、生産年齢人口の人たちに負けないような、体力知力を持った方々が増えてきております。と

ころが、その人たちが 65 歳を過ぎますと、日本の雇用習慣から、有り余る労力をお持ちの方が、だんだん老人というくりつけられた慣習に入ってしまう。この健康な高齢者をどういう風に処遇といたしますか、社会を構成する大きなウエイトを占める高齢者にどうやってマンパワーを発揮してもらおうのかというのが、大変重要な問題ではないかと思っております。

先般、文芸春秋を読んでおりましたら、大変興味深い記事が出ていたので読んでみます。精神科のお医者さんが大学の医学部の教授や同僚のお医者さんとの対談形式で不老方程式という題で、こういうことを言っております「長野県は長寿で、しかも、老人医療費が、日本一安いことで知られている。高齢者の就労率が日本で一番高いことが関係しているのではないかと思う。」こういう事をおっしゃっております。さすがにお医者さんだけあって、大変鋭いところを指摘されると感じたわけですが、高齢者の就労率が一番高い。これは、私どもの地域にとっても、大事なことはないかと考えます。高齢者のありあまるマンパワーをいかに明るい社会を作るために引き出すかという、もちろん生涯現役のためには、個人の努力や、企業の努力も必要かと思いますが、行政面で、何かこういったマンパワーを引き出すための対策がないものなのかどうか、ご意見をお伺いしたいと思います。以上です。

柳澤局長

みんなが生涯現役で、住みよいまちの形成ということで地域と、社会福祉・保健医療・福祉の関係で、生きがい対策、雇用等ということで、数多くのすり合わせがあります。そちらの方でお願いしたいと思います。

浅科村 小松委員

わかりました。事務事業のすり合わせの中で具体的な高齢者の対応について、お考え頂けるといふことであれば、誠に結構なことだと思います。よろしく願いいたします。

三浦会長

佐久市は、全国から視察が来ますが、寝たきり高齢者が、全国平均の半分、保健発生率が 2 / 3 です。いってみれば、元気なお年寄りが多いということなのです。それだけ介護予防をやっておりますし、おっしゃるとおり、就労率も一番高いです。お年寄りが、社会資源として荷担してもらい、いつまでも働いてもらおうという施策は、必要だと思います。

他に何かございますか。なければ、次に参ります。

次に、6 の新市における県事業から、8 の財政計画。31 ページから 37 ページまででございます。どうぞ。

望月町 比田井委員

私の方からは、新市のいわゆる建設事業計画並びに、財政計画について若干お尋ねをした

いと思います。参考資料につきましても、あわせて申し上げたいと思いますが、よろしくお願ひします。このたびの、いわゆる合併による 10 年計画ということでございますけれども、34 ページの上段に掲げられているように、合併に当たりまして、経費の削減効果、あるいは、いわゆる三位一体の改革であります行政改革、それから、住民サービスの維持・向上が不可欠であるわけです。さらに新市の建設計画が、佐久市の将来像を決定していく計画になるわけでございますが、具体的な面では財政計画の 36、37 ページでございますけれども、歳入の下の地方債の関係、歳出の下の、普通建設事業費これらのいわゆる 10 年間のトータルを拝見していると、だいぶ総トータルに差異があるわけでございます。当然、歳出の方は、地方債、地方税等充当することもありうるわけですが、そのへんについて、具体的にご説明いただきたいと考えています。

参考資料でございますけれども、新市の計画で、想定される事業が、6 分野掲げられているわけでございます。どれも大事なものだと思いますが、特に合併する 4 市町村の重点事業といえますか、各市町村で、これだけは実施をしたいというような、あるいは、中部横断自動車道から始まりまして、松本・佐久規格道路の建設というような、広域的なものも載っておりますが、それらにつきましては、国県の充当等を考えあわせないと進めることはできないと思いますが、前半で申し上げました歳出の普通建設事業費等からみまして、参考資料に載ってまいります、想定される事業でございますけれども、実施が可能であるかご説明を賜りたいと思いますのでお願いいたします。

細谷係長

最初のご質問であります、財政計画の表によります、地方債と、普通建設事業費の関係でございます。委員さんもおっしゃるとおり、地方債の方は合併特例債を基本に考えております。この中で、普通建設事業費はそれを上回るものがございまして、一つには、一般財源であります地方税の充当を考えておりますし、もう一つは、新市といたしましても、事業を実施するに当たりましては、国県の補助金を考えております。ただ、前回ご説明いたしましたとおり、今後、国、県の財政状況も厳しい中で、今までのような形で全ての補助事業を続けられるとは、想定しておりません。国の補助事業においても、3 億程度削減。県の補助につきましても、県の財政改革プラン等踏まえますと、それ以上の削減があるというのは見込んでおりますが、普通建設事業の中では、事業費として、国・県の補助金も見込んでおりますので、地方債、税、国・県の補助金によって、普通建設事業費がここにある数値で上がっております。

望月町 比田井委員

少し具体的に、要望を申し上げていきます。各市町村とも、合併するに当たり、町長の公約、町村としての重要課題を背負いながら将来像を考えながら合併を検討しているわけでございますが、やはり、町長の公約的事業が優先的に実施して参るといような基本姿勢

が大事ではないかと考えております。

三浦会長

具体的な名前を挙げてみたが、たとえば、児童館を作っていて、県はやらないというんです。国の補助だから、国が出さなければ、県が出さなければできないわけです。そういう動きを見ながらやらないと、かえって、あんまり細かく書いて、後で困らないか。合併特例債は魅力です。今市町村で、大体計画しているもの、できるなというところで、この数字をはじいてあります。ただ、ここを出しても、来年望月町で児童館を作る。国でつけてくれると言っても、県がつけないという、だめになってしまう。私は、国に行って、義務補助からはずしてくれと言っているんです。県がつけなくても、国の事情として作らなくてはならない。約束したら、そこまでやらなくてはならない。あんまり細かく書いてしまうと、国・県の動きを見ながらやらないといけませんので。ただ、この数字は市町村長さんの公約に載っているものは、事務局の方で、ある程度考慮して、合併特例債を使って、この程度ならばできるという数字を今日お示し致しました。合併して、県が出さないといったら困ってしまう。せめて、市町村長さんがこれだけはというものをあげるよう事務局に言ってあります。

望月町 比田井委員

その辺をお聞きしたいと思っていたわけです。ありがとうございました。

三浦会長

他にございますでしょうか。もしなければ、新市建設計画につきましては以上とさせていただきます。

なお、今後の新市建設計画の協議の進め方でございますが、事務局から説明してください。

細谷係長

それでは、新市建設計画策定の協議を今後も進めていただくに当たりまして、その進め方をご説明させていただきます。協議会におきまして、新市建設計画案をご協議いただきまして、最終的に、新市建設計画として、この協議会にて、ご承認を頂く訳ですが、その流れをご説明いたします。

本日協議いただきました建設計画案は、今日、頂きましたご意見を踏まえまして、次の協議会におきまして、検討をしたものを協議会にお出しして協議会の計画としていただきたいと考えております。次に、前回の説明に申し上げましたように、この新市建設計画につきましては、県との協議が必要でございまして、現在、事前協議を県にお願いしているところでございます。したがって、県との事前協議の中で、協議の回答を頂きましたものを、協議会へ結果を報告し、協議結果を踏まえて、新市建設計画の案として確認をしていただきたい。次に、新市建設計画案をもちまして、県に正式に挙げて、県から正式に協議・回答を頂

きました時点で、これを協議会に、協議結果を報告すると共に、その新市建設案を協議会にて、新市の建設計画としてご承認をいただく様に考えております。そして、この協議会で、新市建設計画として承認されましたら、県・及び、総務大臣への送付をもって新市建設計画としての要件を満たす。というように協議及び事務の流れを考えておりますので、よろしくをお願いします。

三浦会長

ただいま事務局より説明がありました。何かご意見ございましょうか。なければ、事務局から説明ありましたように、協議を進めてまいりますのでよろしくをお願いします。

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

三浦会長

次に(2)に参りまして、次回協議会での協議事項に入ります。今回事務局から提案説明ありまして次回の協議会で協議承認を行うこととなります。それでは、の協議会で協議すべき項目につきまして、初めに、総務専門部会の説明をお願いします。

小林係長

それでは、資料番号1-1ご覧頂きたいと思います。総務専門部会につきましては、今回20項目ご提案させていただきます。

提案番号1番「財産区の取り扱い」でございます。こちらにつきましては、各種すり合わせの具体的調整方針、第2回の協議会で承認されておりますが、そちらの方針と同様の概要になっております。4市町村及び、下水道組合が所属する財産・建物・債権及び債務・基金等は新市に引き継ぐものとする。という調整案でございます。調整案の詳細でございますけれども、各市町村が目的をもって積み立てている特定目的基金については、各市町村共に引き続き計画的に積み立てを行い、新市に引き継ぐものとする。また、同一の目的をもった基金は、合併時、統一する事を基本に調整をするという調整案の詳細でございます。また、現在平成15年度の決算中ですので、平成14年度末の財産等に関する現況調書が、今回お配りしてあります資料の5ページから16ページにございますので、そちらの方につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、提案番号2番でございます。「組織・機構の取り扱い」でございます。こちらにつきましては、調整案でございますが、合併時、調整方針に基づき、組織・機構を整備する。支所については、総合支所的な位置づけとする。という調整案でございます。調整案の詳細でございますけれども、こちらにつきましても、第2回合併協議会で承認をいただいております。具体的な調整方針に基づき整備するという調整案でございます。こちらの

調整方針でございますが、合併後の事務執行に支障がないようにすると共に、次の整備方針により統一を進め、本庁と新支所、出先機関との連絡調整が速やかに図られる組織・機構とするというもので、5項目の整備方針が謳われております。また、その下でございますけれども、別紙資料の組織機構図を基本に、事務事業のすり合わせ調整案の概要を考慮し整備すると調整案の詳細でございますが、資料の17ページご覧頂きたいと思っております。資料の17ページでございますけれども、こちらにつきましては、4市町村及び佐久下水道組合の現在の組織図になっております。ご覧いただければわかりますように、佐久市につきましては、部制度をとっております。

18ページお願いいたします。こちらが新市の組織図になっております。こちらにつきましては、新市の組織図の概要でございます、部・課の単位になっております。施設につきましては、合併時までその引継ぎを検討して参ります。また、部・課に名称がついておりますが、こちらにつきましては現在検討中という取り扱いで、お願いします。左側からご覧頂きたいと思っておりますが、左側が、市役所の組織になります。総務部・企画部・民生部・保健福祉部・経済部・建設部・下水道部。その他に機関等が、明記しております。下水道部でございますけれども、こちらにつきましては、佐久下水道組合が、新市の組織として位置づけられるということで、新たに下水道部というものを設けております。また、企画部でございますけれども、こちらにつきましては、新市建設計画の実現ですとか、また、総合計画の策定など、企画部門の充実を図るということで企画部というものを新たに設置してございます。そのとなりに、臼田支所・浅科支所・望月支所を記載してございます。こちらの3つの支所につきましては、基本的に本庁の「部」に当たる「課」を設置するという考え方に基づきまして、支所の機能を示してございます。

臼田町支所を例に説明させていただきますが、総務課、住民課、保健福祉課、経済課、建設課という5つの課となっております。となりに、主な業務内容ということで、主な業務を記載をさせていただいてあります。右側が教育委員会の組織になっておりまして、下の3つをご覧頂きたいと思っておりますが、教育委員会、臼田支所・浅科支所・望月支所と言うことで、それぞれ教育振興課を設けてございます。

19ページご覧頂きたいと思っておりますが、こちらが今説明を致しました、支所の組織と、現在の役場の組織を比較したものになっております。こちらにつきましては、臼田町役場を例に致しまして、ご説明させていただきますが、現在、臼田町役場に総務課、企画調整課、税務課、町民課、生活環境課、同和対策課等があるわけですが、そのとなりに、臼田支所といたしまして、総務課、住民課、保健福祉課、となっております。企画調整課につきましては本庁に一元化をされていきます。また、総務課・税務課から、点線で、支所の方の総務課に繋がっておりますが、現在、総務課、税務課で行なっている仕事を支所の総務課で行なうというものでございます。町民課、生活環境課、同和対策課から点線が出ておりまして住民課に繋がっておりますが、こちらにつきましては、現在3課で行なっているものを住民課で行うということです。町民課から実線で保健福祉課へ出ていますが、現在町民課で行

なっている保健福祉分野を支所の保健福祉課で行うとなっております。こちらにつきましては、浅科村役場・望月町役場につきましても、それぞれ比較をしてありますので、ご覧頂きたいと思います。

それでは、前の方にお戻りいただきまして、2ページお願いします。

提案番号3番でございますけれども、「望月町地域コミュニティセンター使用料」でございます。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするが、新市において他の類似施設との整合性を図るということで、他の施設と同様の調整案となっております。

提案番号4・5・6番こちらにつきましては区長会の組織の関係となっております。

提案番号4番「区長会」でございますが、調整案でございますが、合併後、新市の区長会を組織する。調整案の詳細でございますが、区長数は、全部で239名になります。

提案番号5番「区長会理事会」でございます。こちらにつきましては、現在、佐久市が理事者会を組織しております。調整案でございますが、合併後、地区ごとに理事を選出し理事会を組織し、区長会の運営と連絡調整を行なうというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、理事会により諸事項を審議決定するというもので、理事は、全部で26名になります。佐久市につきましては旧々町村単位。臼田町・浅科村・望月町につきましては、旧町村単位でそれぞれ理事を選出して頂きます。

提案番号6番でございますが、「地区区長会」でございます。こちらにつきましては、佐久市と望月町が、現在、地区区長会制をとっています。調整案でございますが、合併後、新市において区長会を組織するというものでございます。調整案の詳細でございますが、地区割といたしまして、合計7地区の区長会を組織します。浅間地区・野沢地・中込地区・東地区・臼田地区・浅科地区・望月地区の区長会を組織します。また、地区区長会の事務につきましては、各支所及び出張所が担当をいたします。

続きまして3ページをお願いします。

7項目目でございますが、「特別会計」でございます。調整案でございますが、合併時、4市町村の特別会計を存続させ、会計が類似のものについては一元化する。ただし、望月町の土地取得特別会計については、平成16年度で事業終了となるため、合併時廃止をする。という調整案でございます。

8項目目「一部事務組合等出納業務」でございます。こちらにつきましては、現在、望月町が実施しております。調整案でございますが、合併前に、出納業務を分離するという調整案でございます。調整案の詳細で該当団体でございますけれども、現在こちらの組合、企業団の会計業務を行なっているわけでございますが、それぞれ独立した団体でございますので、その出納業務は、各団体に行ってもらおうという調整案の詳細でございます。

続きまして、9項目目「振興公社」の関係でございます。問題点といたしまして、佐久市・望月町は、社団法人を設置しており、臼田町は、財団法人を設置しているというものでございます。振興公社につきましては、社団・財団それぞれ公益法人であるわけでございますが、根本となる規則が、社団法人は民法の第37条。財団法人は、民法の第39条になっ

ております。調整案でございますけれども、社団法人については経営の安定化、組織の効率化を図るため、合併後、1年後に、望月町振興公社を解散し統合するというものでございます。二つ目といたしまして、財団法人につきましては、合併時、事業の整理を行ない存続するというものでございます。こちらの調整案の作成にあたりましては、この他に、社団法人に統一するというものと、財団法人に統一するというものが調整案にあったわけですが、こちらを検討した結果、社団、財団それぞれの特徴を生かして事業を行うということで、今回の提案してあります調整案になっております。調整案の詳細でございますが、1番といたしまして、社団法人ですが、名称は、社団法人佐久市振興公社とするというものでございます。事業につきましては所有地の分譲、活用・別荘地等の管理でございます。財団法人につきましては名称を佐久市文化事業団とするというもので、新市建設計画におきましても、文化発祥都市ということを謳ってございまして、文化面の充実を図ることを目的としております。事業の対応でございますが、地域文化振興事業、その他に文化事業の企画運営でございます。

続きまして、10項目目から13項目目まででございます。こちらは、佐久広域連合に関する消防の負担金でございます。

10項目目は、「消防本部負担金」でございます。こちらにつきましては、合併時、新市において負担をしていきます。

11項目目は「消防公債費負担金」でございます。こちらにつきましては、佐久市は、佐久消防署。白田町は、北部消防署。浅科村・望月町は川西消防署に対して負担をしております。調整案でございますが、合併時、新市において負担をするというものでございます。

12項目目「高速救急業務経費負担金」でございます。こちらにつきましては、調整案でございますが、合併時、新市において負担をするという調整案でございます。

13項目目「常備消防負担金」でございます。こちらにつきましては、問題点でございますが、問題点といたしまして、佐久市が佐久消防署、白田町は北部消防署、浅科村、望月町は、川西消防署に対しまして負担をしております。調整案でございますが、合併時、新市において負担をするという調整案でございます。調整案の詳細でございますが、負担金歳出割合について差がございますので、こちらにつきましては、佐久広域連合と協議が必要であるという調整案の詳細でございます。

続きまして、4ページお願いします。

14項目目「常備消防事務」でございます。問題点といたしまして、4市町村とも実施をしておりますが、管轄区域に違いがあるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において実施をする。調整案の詳細でございますが、新市を管轄する消防署が3消防署にまたがることから、119番受信時等の指揮命令系統を統一するよう佐久広域連合消防本部と引き続き協議を行なう。ということでございます。

15項目目「消火栓用ホース・器具配置」でございます。問題点といたしまして、配置方

法に違いがございます。調整案でございますが、合併時、更新については補助制度により実施する。なお、新設の場合につきましては新市において実施する。というものでございます。更新の場合につきましては、補助率は、購入価格の70%以内とする。というものでございます。

16 項目目「消防詰所・車庫・器具置場の新築、増改築」でございます。問題点でございますが、佐久市・浅科村は補助制度。臼田町は公費。また、望月町は公費と地元負担で建設しており違いがあるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において補助制度により実施するというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、下から3行目でございますが、補助率は50%以内。補助限度額は、器具置き場50万円、消防車庫70万円、消防詰め所250万円という調整案の詳細でございます。

17 項目目「警鐘楼の新築・修繕・移転」でございます。問題点でございますが、新設につきましては、臼田町・浅科村・望月町が公費で行っており、佐久市は、補助制度として実施をしている。また、修繕・移転につきましては、浅科村のみ地元負担があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新設は補助制度により実施をする。なお、修繕につきましては、公費で行うというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、補助率は50%以内、限度額は50万円。また、撤去のみの要請につきましては、公費で行うという調整案の詳細でございます。

18 項目目「消防ポンプ車・積載車の更新」でございます。こちらにつきましては、4市町村で更新の方法に違いがございます。調整案でございますが、合併時、積載車の配置を基本とし、公費で配備・更新する。消防力の基準に基づき計画的に配備する。消防ポンプ車を更新する場合は補助制度による。というものでございます。調整案の詳細でございますが、新市の区域が広がるということで、消防ポンプ車から経済的かつ機動性に優れた積載車の配備に逐次公費で切り替えるというものでございます。

19 項目目「可搬ポンプ・小型動力ポンプ」の更新でございます。問題点といたしまして、佐久市・臼田町は公費で更新をし、浅科村・望月町は、地元負担がある。調整案でございますが、合併時、公費により実施をするという調整案でございます。

20 項目目「消防詰所の水洗化」でございますが、佐久市・臼田町は公費、浅科村は補助金、望月町は地元負担としており違いがあるというもので、調整案でございますが、合併時、公費により実施をするという調整案でございます。以上が総務専門部会の関係でございます。

三浦会長

ただ今事務局から説明がりましたが、何かございましょうか。

臼田町 山下委員

臼田町の山下です。提案番号の4, 5, 6の区長会理事会と、地区長会については、先

の任意合併協議会では、運営費が提案されていたが、今回、はずされているのは、どうい
うわけでしょうか。

小林係長

ご意見のあった件ですけれども、地区区長会理事会や、地区区長会の補助金など、いろ
いろありまして、現在、各区への補助金に合わせてセットで協議をしておりますので、運
営費補助金とあわせて、それぞれ提案をさせていただきますので、よろしくお願いします。

三浦会長

よろしいですか。他にございましょうか。なければ、今の説明につきましては、次回ご
協議いただきます。次に、民生専門部会につきまして、説明をお願いします。

佐藤係長

それでは資料番号 1 - 2 民生専門部会をお願いします。1 ページをお願いします。民生専
門部会では 1 項目について、ご説明をいたします。

事業名称「長野県民交通災害共済組合」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実
施をしている。3 町村につきましては東信地区交通災害共済組合に加入している。調整案で
ございますが、合併時、新市において加入をする。としておりまして、新たに、新市とし
まして、長野県民交通災害共済組合に加入をしていくというものでございます。民生専門
部会からは以上でございます。

三浦会長

ただいまの事務局の説明に何か質問ございましょうか。なければ、これにつきまして次
回協議をお願いします。

次に保健福祉専門部会についてをお願いします。

佐藤係長

資料番号 1 - 3 保健福祉専門部会をお願いします。保健福祉専門部会からは、12 項目に
ついて、ご説明を申し上げます。1 ページをお願いします。

提案番号 1、2 についてでございますが、浅科村で設置をしてございます、福祉センター
の管理運営・使用料の扱いでございます。

提案番号 1 番の「福祉センター管理運営」につきましては、合併時、浅科村の例による
ということでございます。調整案の詳細でございますが、住民が福祉増進を目的とし、集
会等の施設として管理運営を行うというものでございます。

提案番号 2 番の「福祉センター使用料」ですが、合併時、新たな基準を設け料金を設定
するとしております。調整案の詳細でございますが、その設定に当たりましては社会教育

施設の使用料に準じまして、基準となる 1 時間あたりの平米単価を統一して設定をしていくというものでございます。

提案番号の 3 番「障害者等外出サービス」でございます。問題点ですが、浅科村と望月町で現在実施をしておりますが、その実施内容に差異があるというものでございます。調整案ですが、合併時、障害者で、公共交通機関を利用することが困難な者に対し、外出支援サービスを実施する。というものです。実施方法につきましては、詳細でございますが、65 歳以上の、市町村民税非課税世帯で、身体障害者手帳 1 級から 3 級・療育手帳から A1 から B1・精神保健福祉手帳 1 級・難病の方で一般公共交通機関を利用することが困難な者としております。この内容につきましては、対象者の方の自宅と医療機関の間の移送。片道利用を 1 回といたしまして、月 4 回まで、2 往復まで利用可能とするということです。利用料につきましては、1 回あたり 500 円というものでございます。

提案番号 4 番「通園費補助金」でございます。問題点ですが、佐久市・望月町が実施している。調整案でございますが、保育所の通園についてですけれども、自家用車による送迎が一般的になってきている。それに、最寄の駅までバスで通園している児童も減少しているという状況でございます。さらに、保育園を自由に選択できる状況になってきていることから、遠距離通園は、特別なことではない。従いまして、合併時、統一した基準により実施し、新市により 3 年以内に見直すということでございます。補助金の内容ですけれども、調整案の詳細をご覧ください。対象者につきましては、バス等の交通機関を利用し、自宅から 4 キロ以上離れた最寄の保育所に通う児童の保護者の方に対しまして、補助をするというものです。ただし、自宅から、最寄の保育所以外への通園。それと、このあと提案いたしますが、新市が実施します、通園バスの運行区域で自家用車を利用して通園する方の場合は、対象としないとしております。補助の基準でございますけれども、1 としまして、一般交通機関を利用する場合には、1 ヶ月の定期代の半額。また、その公共交通機関に通園費の補助とは別に、添乗員も同乗させることとしております。2 としまして、自家用車等の交通用具を利用の場合には、月 1,000 円の補助をするということでございます。

2 ページをお願いします。

提案番号 5 番「通園バス事業」でございます。問題点でございますが、浅科村が単独で実施している。調整案ですが、合併時、浅科村地域の小学校スクールバス運行区域で実施し、新市において、3 年以内に見直しをするということでございます。こちらの詳細ですけれども、浅科村の御牧原地区から御牧保育所に通園をします、自宅が保育所から概ね 4 キロ以上離れた児童及び、小学校スクールバス運行経路添いに住んでいる児童の希望者を対象としまして、小学校のスクールバスの運行を利用しまして、通園バスを実施しているというものでございます。対象者につきましては、対象地域に居住し、御牧保育所に通園する児童。利用料につきましては、自宅から保育所 4 キロ以上はなれた通園児の場合往復利用では、月 1,000 円。片道利用ではつき 500 円利用料を徴収いたします。小学校スクールバス運行経路沿いの通園児につきましては、新市において、利用料を定めるというもので

ございます。その他といたしまして、小学校のスクールバスを運用して実施するという事から、そのスクールバスの運行が変更した場合には、変更実施方法の検討を行なっていくというものでございます。

提案番号 6、7 番でございますけれども、北佐久郡の老人福祉施設組合に対します運営費の負担金と、用地費の負担金でございます。

提案番号 6 番「北佐久老人福祉施設組合運営費等負担金」でございますけれども、問題点でございますが、浅科村と望月町が、北佐久老人福祉施設組合に加入し負担をしているというものです。調整案の詳細でございますが、合併時、新市において、構成市町村として加入し、負担をするというものでございます。調整案の詳細ですけれども、老人福祉施設養護老人ホーム佐久良荘の設置・運営に関する経費について、負担をするものでございます。

提案番号 7 番につきましては、「北佐久老人福祉施設組合用地費負担金」でございます。問題点ですが、望月町が単独で負担している。調整案でございますが、合併時、望月町の例により実施するとしております。その詳細でございますが、北佐久郡老人福祉施設組合で借り入れた用地の購入費の起債の償還について負担をするというものでございます。1～6 まで償還についての記入をしてございます。一番下の段になりますけれども、起債償還後につきましては、用地を無償譲渡し、その土地を組合に無料貸与をするという覚書が現在結ばれているものでございます。

提案番号 8 番「老人クラブ活動費」でございます。問題点ですが、4 市町村が補助しているが、補助率の算定方法に差異があるというものでございます。調整案ですが、合併時、国県補助基準を基本として、各老人クラブの人数や活動内容を考慮した補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をするというものです。調整案の詳細ですが、補助の対象としましては、老人クラブ連合会、それと、それぞれの単位老人クラブであります。老人クラブ連合会につきましては、新市において統一をし、一つの連合会とするということでございます。

3 ページをお願いします。

提案番号 9 番「高齢者祝賀事業」でございます。問題点ですが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、介護予防ふれあいサロン事業など、新規事業の実施や在宅高齢者福祉事業の実施地域拡大、また、介護保険制度での新市単独の低所得者対策を図るなど、各種現物の給付による事業を行なうこととなっており、温泉施設入浴券での給付につきましては、合併時、廃止する。となっております。

提案番号の 10 番「高齢者外出支援サービス事業」でございます。問題点ですが、浅科村・望月町で実施しているが実施内容に差異がある。というものでございます。調整案ですが、合併時、独り暮らし高齢者・高齢者のみの世帯で公共交通機関を利用することが、身体的・精神的に困難な者、また、利便性に支障をきたす者に対し、新市において外出支援サービスを実施するというものでございます。こちらの事業、詳細にありますますが、概ね 65 歳以上

の低所得世帯の高齢者の方で介護保険の認定を受けている方につきましては、介護保険制度内の支給限度額での範囲でこちらのサービス実施していくというものでございます。

提案番号 11、12 番でございます。保健補導委員会に対する補助金と、その会の運営についての調整案でございます。

提案番号 11 番「保健補導委員会の補助金」でございます。問題点ですけれども、4 市町村が同様に実施しているため問題なし。調整案でございますが、合併時、新市において組織の統一を図り、実施をしております。調整案の詳細ですが、内容としまして、保健補導委員会の運営に対する補助出ございまして、補助金額につきましては、その組織と協議をするというものでございます。

提案番号 12 番「保健補導委員会」の組織についてでございますが、調整案ですけれども、合併時、新市において組織を統一して実施するというものでございます。保健福祉専門会からは以上でございます。

三浦会長

ただいま説明がありました、保健福祉専門部会につきまして、何か質問ありませんければ、次回協議をお願いします。

次に建設専門部会に参ります。

荻原係長

それでは、資料 1 4 をお願いします。

建設専門部会につきましては、下水道関連で、20 項目ご提案させていただきます。

まず、提案番号 1 番の「公共下水道計画」でございます。問題点でございますが、4 市町村で公共下水道計画が策定されている。調整案でございますが、合併後 1 年以内に生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道計画を策定をするというものでございます。調整案の詳細でございますが、公共下水道計画は、都市計画法・下水道法・地方自治法に基づき統一を行なっているものでございます。

続きまして、提案番号 2 番でございますが、公共下水道に伴います「会計制度」でございます。問題点といたしまして、佐久下水道組合これにつきましては、佐久市、臼田町でございますが、企業会計。浅科村・望月町は特別会計を実施しているが、今後、企業会計への移行を図るというものでございます。調整案の詳細でございますが、合併時現行どおりとし、新市において、受益者負担の原則に基づいて使用料の調整を図り、公営企業会計へ移行をしていくというものでございます。概ね 5 年を目途に調整を図り、公営企業会計へ移行をしていくというものでございます。なお、別の事業は、地方財政法上の公営企業が望ましいとしておりまして、諸収入によって、その経費を賄い事業を継続していく独立採算制の原則が摘要されています。

提案番号 3 番でございます。「農業集落排水計画」でございます。問題点でございますが、

4市町村で農業集落排水計画が策定されている。現在、臼田町・浅科村・望月町は事業が完了しております。佐久市につきましては、最後の計画地域として上平尾地区を実施しております。計画年度につきましては、平成14年度から18年度を予定しております。調整案でございますが、合併後1年以内に生活排水処理基本計画に基づき農業集落排水計画を策定をするというものでございます。

続きまして、提案番号4番農業廃水集落に関します「特別会計」でございます。現在4市町村が特別会計で実施しているが、今後、公営企業会計へ移行を図る必要があるというものでございます。調整案でございますが、合併時現行どおりとし、新市において、受益者負担の原則に基づいて使用料の調整を図り、公営企業会計へ移行をしていくというものでございます。詳細につきましては、先ほどご説明をいたしました公共下水道計画と同じでございます。

つづきまして、提案番号5番でございますが「生活排水処理基本計画」でございます。これにつきましては、4市町村でそれぞれ基本計画が策定されております。生活排水処理基本計画につきましては、生活排水の基本として地域の実情に応じて、生活排水の総合的な水質保全の計画を定め、公共下水道・農業集落排水・小規模集合排水処理・合併浄化槽及びコミュニティプラント整備事業の整備区域の調整をとる計画でございます。調整案でございますが、合併後、1年以内に生活排水の処理基本計画を策定をするというものでございます。

続きまして、2ページでございますが、提案番号6番から9番が、下水道の使用料の関係でございます。下水道の算定の基本的考えということで、ご説明いたします。下水道使用料の算定につきましては、今後の事業計画や財政経費を予測しまして使用料対象経費と使用料収入を取り込みまして、収入の不足を見込みます。下水道事業に要する件につきましては、原則として、雨水にかかる経費は公費、汚水にかかる経費は私費で負担させていただいております。使用料の算定の対象となります、資本費に振り分けられます料金収入の割り当てにつきましては、本来100%の料金収入があるべきとなっておりますけれども、普通交付税の中に50%が措置されております。ということで、資本費の算入を50%とするという料金改定を図るとされておりますので、そのような考えに基づきまして、使用料金の算定をいたします。

続きまして、使用料金の改定等ですが、佐久市以外の3町村は、現在厳しい財政状況から安易に、一般財形からの繰り入れに依存することは不可能になってきております。財政状況の厳しさを増す中、汚水処理経費を使用料で負担する原則から、合併の有無に関わらず、下水道事業の効率化・経営の健全化が求められることから企業会計を導入し、適正な使用料体系に改善する必要性に迫られております。平成17年度から平成20年度、合併をいたしまして4年間ですけれども、この4年間につきましては、現行事業期ごとに汚水処理経費を使用料で負担する原則に基づきまして、料金改定を行い、相対的な平準化の期間とすると考えております。また、3市町村は現在の経営を単独で実施した場合、公共下水道事業・農業集

落排水事業及びその他の使用料金とも、相当程度の下水道使用料の値上げをしなければ、経営が成り立たなくなる。このため、合併後、平成 17 年から 20 年までの 4 年間につきましては、それぞれ努力期間と呼び、使用料の格差是正期間と位置づけをし、過去の下水道事業の相対的平準化を図る期間としていきたいと考えております。以上が概略の説明でございます。

提案番号 6 番でございますが「公共下水道使用料」でございます。現在、佐久下水道組合・浅科村・望月町で実施しておりますが、使用料金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、現行どおりとし、受益者負担の原則に基づき、使用料金を改定し、概ね 5 年を目途に公営企業会計に移行をしていくということで、21 年度に、公営会計に移行していくということになっておりますので、先程申しあげましたような位置づけによりまして経営の安定化が図れる使用料金とするという調整案でございます。

提案番号 7 番でございます「農業集落排水の処理施設の使用料」でございます。4 市町村が実施しているが、使用料金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、現行どおりとし、受益者負担の原則に基づき、使用料金を改定し、概ね 5 年を目途に公営企業会計へ移行をしていく。調整案の詳細につきましては、先ほどと同様でございます。

提案番号 8 番でございますが、「地域し尿処理コミュニティープラント施設使用料」でございます。問題点でございますが、佐久市・浅科村・望月町で実施しているが、使用料金に差異があるというものでございます。また、各市町村とも農業集落排水の使用料金と同額であるというものでございます。調整案でございますが、合併時、現行どおりとし、受益者負担の原則に基づき、使用料金を改定するというものでございます。

提案番号 9 番でございます。「小規模集落排水に関わる使用料」でございます。これにつきましては望月町が単独で実施しております。また、農業集落排水の使用料と同額でございます。調整案でございますが、合併時、現行どおりとし、受益者負担の原則に基づく使用料金を改定し、概ね 5 年を目途に公営企業会計に移行していくという調整案でございます。調整案の詳細につきましては、同様でございます。

続きまして、提案番号 10 番でございますが、「水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給」でございます。4 市町村が実施しておりますが、融資額等内容に差異があり、白田町、浅科村、望月町は利子補給しているが、佐久市は、損失補償をしているというものです。調整案と致しまして、合併時、統一をするということで調整案の詳細をお願いします。合併後、新規申請については、佐久市の融資あっせんの例に統一をしていく。ただし、既に融資あっせんを受けている者は、市民への影響を考慮し、従前の 4 市町村の例によるということでございます。償還期間は、白田のみ 5 年間で他の 3 町村は 3 年間になっております。また、佐久市は、金融機関に委託し、債務負担行為を行い、損失補償しております。利子補給につきましては、佐久市の例により、損失補償を取り入れることから、合併時、廃止をするということでございます。

提案番号 11 番「特別の必要による公共マス等の設置費用交付金」でございます。これにつきましては、浅科村が単独で実施しております。調整案でございますが、平成 16 年度に事業が完了するため、合併時廃止する。というものでございます。

提案番号 12 番でございます。「望月・春日処理区実行委員会負担金」でございます。問題点と致しまして、望月町が、単独で実施している。調整案でございますが、事業の進捗が図られ目的が達成されているため、合併時廃止をするという調整案でございます。

続きまして、3 ページでございますけれども、提案番号 13 番「布施処理区実行委員会負担金」でございます。こちら先ほどと同様に、望月町が単独で実施しております。調整案でございますが、事業の進捗が図られ、目的が達成されたため、合併時廃止するというものでございます。

提案番号 14 番「公共下水道受益者負担金」でございます。問題点でございますが、佐久下水道組合。浅科村・望月町で法令根拠・単位負担金額など、それぞれ差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、下水道受益者負担金（分担金）は、現行どおりとする。ただし、徴収料基準・減免基準・一括納付奨励金につきましては佐久下水道組合の例により統一する。減免基準のうち、地区区長会・自治会の用地については、浅科村の例による。なお、負担金・分担金につきましては、佐久下水道組合につきましては負担制で、平米あたり、400 円か 500 円。浅科村は 50 万円が上限で、ひとマス 40 万円。望月町は 60 万円を徴収してきた実績がございまして、今後徴収すべき住民の均衡を欠くということになりますので、現行どおりということでございます。

続きまして、提案番号 15 番でございますが、「水洗化促進補助金（公共下水道）」でございます。これにつきましては、臼田町が単独で実施しております。調整案でございますが、平成 16 年度で事業が終了するため、合併時に廃止をするということでございます。

提案番号 16 番でございますが、地域し尿処理でございます、「合併処理浄化槽維持管理補償助」でございます。これにつきましても、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、佐久市浄化槽協会への加入で対応するため、合併時、廃止をするという調整案でございます。

提案番号 17 番でございますが、「長野県浄化槽協会法定検査事業委託料」でございます。問題点でございますが、浅科村が単独で実施しております。調整案でございますが、佐久市浄化槽協会へ加入することにより目的が達成できるため、合併時に廃止する。というものでございます。

提案番号 18 番「佐久下水道組合」でございます。これにつきましては、佐久市・臼田町が現在実施している。調整案でございますが、佐久下水道組合は、佐久市・臼田町が構成する組合のため、合併時に解散し、財産等を新市に引き継ぐ。という調整案でございます。

提案番号 19 番でございますが、「南佐久環境衛生組合」でございます。これにつきましては、臼田町が現在単独で加入している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとする。という調整案でございます。

提案番号 20 番でございますが、「川西保健衛生施設組合」でございます。これにつきましては、望月町が単独で加入している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするというものでございます。以上でございます。

三浦会長

建設専門部会 20 項目について、何かご意見ございましょうか。なければ、次回協議をお願いします。

次に、教育専門部会につきまして、説明をお願いします。

荻原係長

それでは、資料 1 - 5 をお願いします。教育専門部会につきましては、今回 2 項目ご提案させていただきます。

提案番号 1 番でございますが、「奨学資金の貸付」でございます。問題点と致しまして、4 市町村が実施しておりますが、財源・貸与対象者・貸与額・償還期間・償還方法・償還の猶予・償還の免除に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において、基準を統一するということで、調整案の詳細をご覧頂きます。貸与対象者でございますが、学校教育法第 1 条の規定による、高等学校以上の学校に在学する者ということでございます。ただし、通信制及び通信教育を除くというものでございます。貸与額でございますが、月額で高校生、国公立の場合は、10,000 円。私立が 15,000 円。短大生、国公立の場合は 30,000 円、私立の場合は 40,000 円。大学生、国公立の場合 30,000 円。私立の場合は 40,000 円でございます。また、高専生、国公立でございますが 15,000 円でございます。償還期間でございますが、貸与期間を終了した翌月から 6 ヶ月を経過した後、貸与期間の 2 倍の期間内とするというものでございます。償還の免除等でございますが、奨学生である者が死亡したとき、特別な事由があると市長が認めたとき、また、合併前の貸与者につきましては、合併前の例によるということでございます。白田町の償還免除規定の「卒業後引き続き町内に 5 年間住所を有したとき」これにつきましては、合併時廃止する。という調整案でございます。

提案番号 2 番でございますが「奨学資金選考委員会」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、委員構成・委員報酬に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において設置し、佐久市の例を基準に調整を図るというものでございます。なお、報酬等につきましては、非常勤特別職報酬等の協議の取り扱いによるというものでございます。以上でございます。

三浦会長

教育専門部会のただいまの説明につきまして、何かございましょうか。

なければ、これで の「協議会で協議すべき項目」につきましては、説明が終了いたし

ました。次回の協議会で、ご協議いただきます。

協議会に報告すべき項目について

協議会に報告すべき項目につきましては、次回までに資料をご覧いただき、ご検討をお願いします。

4. その他

次に、次第の4 その他につきまして、事務局からお願いします。

小林係長

それでは、事務局の方から、次回の日程をご連絡致します。第9回の協議会でございますけれども、7月16日金曜日午前9時30分から、本日と同じ、研修センターで開催を致しますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

三浦会長

7月16日 よろしくお願いいいたします。委員さんのほうから何かございますか。なければ、本日の協議事項終了いたしました。

6. 閉 会

三浦会長

以上をもちまして、第8回合併協議会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。